

1970年第21回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 12月10日(第2日目) 午前 2時 / 分開議
午後 5時 10分 散会

2. 出席議員(20名)

1番 伊 藤 徳次郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 福 福 仁 正
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安次富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 棚 原 憲 信	14番 仲 村 泰 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多和田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 蔵 清次郎

3. 欠席議員(2名)

1番 伊藤徳次郎 18番 大川 昇

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健一郎	助 役 沢 延 安 一
収 入 役 眞 里 好 永	総務課長 多和田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 蔵 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 棚 原 盛 真	福祉課長 新 垣 信 栄
建設課長 高宮城 昇	消防長 大 城 仁 幸
固定資産課長 武 島 正 孝	

水道部長	仲村春盛	營業課長	奥里得弘
會計課長	天久夫	工務課長	金城健栄
教育委員長	知念復吉	副委員長	仲本正重
委員	仲村春勝	委員	石川榮良
・	比嘉美永	教育次長	当 陶 嗣 永
会計係	知花栄幸		
事務主事	仲村清吉		

5. 事務局出席者

事務局長	木吉雄男	庶務係長	照一雄
議事係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

6. 議事日程(第 2 号) 1970年12月10日(木曜)

日程第 1	議決第1号 潮来庁管内河川の 条例の件
日程第 2	議決第19号 1971年度沼川橋第一附属 新架木造加算工事
日程第 3	議決第25号 1971年度沼川橋第一附属 架設工事加算工事
日程第 4	議決第28号 1971年度沼川橋第一附属 架設工事第一特別架設加算工事

日程第5. 議案第5号 宜野湾市の市道延長の件

日程第6. 議案第6号 1970年度宜野湾市水道事業会計決算報告書の件

日程第7. 議案第7号 私立阿嘉水道施設の使用上の件

日程第8. 議案第8号 宜野湾市教育の振興に関する条例の制定

日程第9. 議案第9号 1971年度宜野湾市教育の振興に関する条例の制定

議長

只今より第81回定例議会第2日目
を再開いたします。日程の打ち合せのため
暫次休憩いたします。(2=1)

議長

暫く休憩いたします。(2=1)

休憩中に議長の諸般の報告をする。

再開いたします。(2=15)

議長

本日の日程の第2号の通り進めて参り
ます。

議長

日程の第1議案第62号、期末手当の特
例に関する条例についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求め
ます。総務課長。

総務課長

ご説明申し上げます。議案第62号、期
末手当の特例に関する条例についてご説
明申し上げます。現行条例によりますと、宜
野湾市給与に関する条例の第16条の

第2項に依りまして、年末手当、即ち12月10日
に支給される手当につきましては、90日以上
の在職者については、100分の300プラス15、
30日以上90日未満の在職者に対しましては、
100分の100、30日未満のものについては、
100分の50というふうになってありますけれ
ども、それに20ドルを加えたということで
ござります。本件につきましては、去った11月
の26日に直野湾市職員労働組合から年末
の要求として、年間55割プラス50ドルの
要求がござりまして、各市町村の実状の調査
をいたしました結果、妥当であるという事で、
12月の7日の団体交渉におきまして、一応
要求通り認められた事でござります。それに
関する年末手当の特例に関する条例の工程
でござります。よろしくご審議を願ひ申し
上げます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で継
続審議としておきたらと思ひますが、ご異議
ござりませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、継続審議と
することに決定をいたします。

議長

次は日程の第2、議案第63号、1971年
度、宜野湾市一般会計支入支出追加更正予算
を工程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明をお願
い致します。総務課長。

議長

議案第63号、1971年度、宜野湾市一般
会計支入支出追加更正予算案についてご説
明申し上げます。

(議案朗読につき記録は省略)

議長

本案に対する質疑を許します。

終了。

議 長

議案第63号の取り扱い、質疑の修正等
に継続審議を以てするに付、御
果議を以てするに付。

議 長

御果議を以てするに付、継続審議
を以てするに付。

議 長

日程第4、議案第65号、1911年度直轄
市水道事業会計追加更正算出税
に付。

議 長

本案に對する説明書の趣旨説明を求
むに付。

学業課長

1911年度直轄市水道事業会計追加
更正算出第1回目の趣旨説明を以てするに付。
実施計画第1回の趣旨説明を以てするに付。
1、9、10、11の各年を以てするに付。
申出料金は532,560円、今回の追加200
円、計532,760円、その200円は徴収に
申出料金の増見越に對してのりする。
次に9、10、11の事業費、411,262円、今回の
追加更正の増見、195円、計480,457円、
事業費用461,917円、今回の、955円、計462,872

議 員

休職の件。 (午後2時58分)

再議の件。 (午後3時01分)

議 員

本議会の議決を経て議決の件。 (午後3時01分)

議 員

議決の件。 (午後3時01分)

議 員

議決の件。 (午後3時01分)

議 員

議決の件。 (午後3時01分)

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていました。

ノンブル

そ 86_1 ~ そ 86_2e



議 表

次の日程を以て、総務部及び直野橋市の
市道建設に關するに於て、
本案に對するの趣旨を説明せらる。

都市計画課長

総務部及び直野橋市の市道建設に關
するに於て、概略を説明せらる。

本件に關するに於て、果ては、
付いたるに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、
本件に關するに於て、

議長

本案の採否の算議を断る可。

議長

暫く休憩を断る可。(午後3時11分)
再開を断る可。(午後3時12分)

議長

本案の採否の算議の段階に継続審議を断る可。御異議を断る可。

議長

御異議を断る可。継続審議を断る可。採否を断る可。

議長

次、旧橋の採否。御異議を断る可。1970年度に
野湯市水道事業会計決算報告を断る可。
上程を断る可。
本案の採否の採否を断る可。

水道部長

1970年度の野湯市水道事業会計決算報告を断る可。採否を断る可。採否を断る可。
御説明を断る可。採否を断る可。採否を断る可。
採否を断る可。採否を断る可。採否を断る可。
採否を断る可。採否を断る可。採否を断る可。

このようにして、これを主として（新設明申し）
する。

(準備別明細書の明細の^数の記載は省略)

議 案

本案は前記の如く修正する。

20 稿

本稿の方向は、前稿2稿の方向、2月
の方向、修正前稿の方向の適用範囲を
通常費として取り扱う。この通常費として
の職員への通勤手当の取り扱いは、

原案係

これは現行の適用範囲を拡大する。

20 稿

通常費の方向、この取り扱いは、
本稿の方向の方向、1稿の方向、1稿1用
費通常費通常費の適用範囲、200万円
以下1,000万円以内とする。

原案係

通常費通常費の方向の適用範囲。

20 稿

通常費通常費と通常費の本視察の方向
を定める。

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

答 養

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

原対価

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

答 養

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

原対価

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

答 養

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

原対価

これは、新車に比べても、
旧車に比べても、新車の方が
時価が高く、しかも、新車の方が
耐用年数も長いから、新車
の方がいい。

がらあふれぬか一先期限はこれまでに任用
の后のガウ或は経済的観念からこのや
んが解いていこう。

と 着

1部の小規模の多様費の教育推進費
の推進をいかにするが、これに比してわが
りがある。小規模の与換の力も思ひだす
べしである。

伝習帳

これの概略、教頭の組織、これに
研究会をいかにするが、これに
手厚いから機嫌の備えの教頭
研修視察をいかに意味を教頭
研修計画にせよ、10名のうち
は同じ。教頭、教頭と与換を10名
のしやうがある。10名のうち
これである。

と 着

この1部の多様費の場合は、先ず
トが、研修計画のこれに
小規模の場合は、小規模の場
は副がこれにこれに
各様をこれにこれに
この一もいかに、この小規模
この概略、教頭が研修、小規模
の場合は、この

此種場合に於ては、然し生業の不振、
下等、その事業内容が乏しい場合、此
のため、教員先生が行われる場合は、その学
校が閉校となる。行われるべきならば、
下等、これをいふことも、
下等、これをいふことも、

教育委員会

この案は、何れも、何れも、
下等、
下等、
下等、
下等、
下等、

その他

これをいふ、
これをいふ、

教育委員会

下等、

議 案

お諮り、
お諮り、
お諮り、
お諮り、
お諮り、

(議 案 として)

議 案

お諮り、

この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、

教育費

教育費、御難園が、この一紙に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、

II 務

この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、

教育費

この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、
この一紙に於て、この1,000圓は、世に於て、

11 養

今、此の養育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。此の養育費
は、1,000円以内とする。

教育費

此の養育費は、1,000円以内とする。此の養育
費は、1,000円以内とする。

11 養

此の養育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。此の養育費
は、1,000円以内とする。

教育費

此の養育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。

11 養

教育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。此の養育費
は、1,000円以内とする。

此の養育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。此の養育費
は、1,000円以内とする。

教育費は、専ら此の養育費
は、1,000円以内とする。此の養育費
は、1,000円以内とする。

読書費. 此の二つは世に於て. 広費に属するべ
くもたがておの. 此の諸般 P. T. A. 一昨僅に
の寄付屋に於て 暇のある方から 寄付を
いかりや.

教育費

此の二つ. 広費に於て 暇するべくもたが P. T. A. に
於て 暇のある方から. 此の諸般 寄付屋に
調査して 寄付を 必す 寄付するべし. 寄
付の 趣意 及び 寄付の 調査 等 あり 寄付
するべし. 寄付の 趣意 及び 寄付の 調査 等
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 調査 等 あり.

小 説

此の二つ. 読書に 関する. 読書も 寄付の 趣意
及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.
寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意. 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意
あり 寄付の 趣意 及び 寄付の 趣意 あり.

敵情報告

新しい日誌、これはラ親察の身体樹の白部
画も多分をいりおれり、結果が如何なる
に於ておれりと思ひおれり。

II 着

いふ、これは何處に於ておれり、
いふ、これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、

敵情報告

いふ、これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、

II 着

これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、

敵情報告

これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、

II 着

これは何處に、これは何處に、
これは何處に、これは何處に、

11 巻

今更に、これと巻紙の間に一冊が、
この巻紙とかがり紙を裏付けして行書
が刻まれている。...

教習巻紙

右がうら巻紙である。その右側の巻紙が
取れている。

11 巻

右がうら巻紙が取れている。これを
筆点の比1,000分の1とかがり紙は、これを
他のかがり紙の巻紙は当然に一尺巻紙の
必要がなくなる。

教習巻紙

右がうら巻紙。これとかがり紙は、
右側の巻紙が取れている。

11 巻

右側の巻紙は、これとかがり紙は、
右側の巻紙は、これとかがり紙は、
右側の巻紙は、これとかがり紙は、
右側の巻紙は、これとかがり紙は、

14 巻

一点のり分同士の。巻紙の1巻紙
の間に4巻紙の間隔。巻紙の巻紙の
間隔。巻紙の巻紙の間隔。巻紙の巻紙の間隔。

19 番

年間小売の増減を報告する。

原簿係

12.5.

19 番

燃料費の増減を報告する。

原簿係

燃料費以外を報告する。

19 番

燃料費以外の年間200万円以下を報告する。

原簿係

これ以内を報告する。

19 番

増減の概算を報告する。

原簿係

12.5. 5月増減を報告する。これは後の
方。本年、12.5. 200万円以内を報告する。
最初から報告する。

19 番

最初から報告する。増減の概算を報告する。

Q 着

私のこの委員会は、過去に比べて
この部ではどの時も、その旨に
従って行っている。

教育委員会

この部では、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。

Q 着

この部では、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。

教育委員会

その旨に
従って行っている。

Q 着

この部では、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。

教育委員会

その旨に
従って行っている。

Q 着

この部では、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。また、その旨に
従って行っている。

が。この手算は約する一方、はるかに一方
は。原素出の一方。

教育委員会
事務の概略、教員、事務の職員以
ての一方が。これは概略である。

9 着
この一方は、この一方、この一方、
この一方、この一方、この一方、
この一方、この一方、この一方、
この一方、この一方、この一方、

教育委員会
この事務の概略、この事務の概略
の一方。

9 着
この事務の概略、この事務の概略
の一方。

教育委員会
この事務の概略、この事務の概略
の一方。

9 着
この事務の概略、この事務の概略
の一方。

教育委員会
この事務の概略、この事務の概略
の一方。

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

(15分)

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

(15分)

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

議 事

報告の件、その方針を決定せしめ、その
結果に基き方針を決定す。

12月15日付に審査を完了し
 限を12月15日付に決定した。
 尚、本会議事録は12月15日以前に
 提出を要する。
 以上を以て、本日の議事録を
 提出し、本日の議事録を
 提出し、本日の議事録を
 提出し、本日の議事録を

議事録
 提出 (12月15日)